

報告第 9 号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

平成 21 年 9 月 9 日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

1 健全化判断比率

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率（3 年平均）	20.5%
将来負担比率	90.1%

2 資金不足比率

簡易水道事業特別会計	—
温泉配湯事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
集落排水事業特別会計	—
水道事業会計	—
国民宿舎事業会計	4.2%